



清流

平成29年 10月
静岡市第5支部
共同実施日より
第52号

市の人事委員会勧告が行われました

9月20日、静岡市の人事委員会は、市議会及び市長に対して、『職員の給与等に関する報告及び勧告』を行いました。

公務員は、民間企業の従業員とは異なり争議権など憲法上の労働基本権の行使に制約があるため、その代償措置のひとつとして給与勧告制度が設けられています。



この結果、月給は市職員給与が民間給与を98円(0.03%)、一方、賞与の支給月数は民間が市職員を年間0.12月、それぞれ上回っていることが判明しました

【本年の主な勧告】

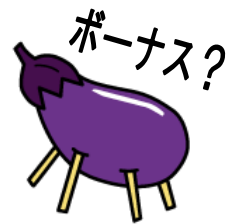
1 給料表（月給）

・民間と差が極めて小さく、ほぼ均衡しているため、**改定を見送り**

2 諸手当

ア 初任給調整手当 ・医師及び歯科医師の初任給調整手当の引き上げ（行政職や教員などには影響なし）

イ 期末・勤勉手当 → **勤勉手当を0.10月分引き上げ**



年度		6月期	12月期	年間
29	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	4.40月 （現行4.30月）
	勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）	
30以降	期末手当	1.225月	1.375月	
	勤勉手当	0.90月	0.90月	

3 その他の課題

・小中学校職員の給与制度

権限移譲後の現在も、小中学校職員の給与が静岡市の地域手当の支給割合（6%）を適用させず、県と同等の支給割合（3.7%）を適用させているなど、他の職種との均衡が取れていない点が散見されていることから、今年度中に必要な見直しを行い、他の職種との均衡が取れた給与制度を確立する必要がある。

・扶養手当の見直し

昨年、国の制度の見直しの趣旨を勘案した扶養手当の見直しの必要性を示したが、実施に至っていないので、国や他都市と同様の制度となるよう努める必要がある。

※ 国や静岡県など他の自治体は、2～3年かけて段階的に、配偶者に対する手当額13,000円を他の扶養親族への手当額6,500円と同額に減額する一方、子に対する手当額を10,000～11,000円程度に引き上げる方向です。

扶養手当における事業所得等の取扱いの見直し

扶養手当における事業所得等について、権限移譲後の小中学校教職員の取扱いと、静岡市の取扱いとで一部異なっていた部分があったため、**平成29年10月1日より**見直されることとなりました。



【見直し前】

事業所得・不動産所得等にかかる必要経費は、**事業内容に関わらず**以下のとおり

経費として認められるもの	所得税上は経費として認められても扶養手当上は認められないもの
人件費（給料・賃金）、修繕費、荷造運賃、損害保険料、外注工事、地代、水道光熱費、家賃、旅費交通費、貸倒金、役務費（通信・広告等）、消耗品費	減価償却費、租税公課、借入利子、接待交際費、福利厚生費、会費、自己研修費、専従者給与、雑費

【見直し後】

業種を「理美容業」「飲食業」「小売業」「アパート貸間業」「農水産業」「学習塾業」「運送業」「その他」に細分化し、**業種により認められる必要経費が異なる**

例：有料道路代は、運送業のみ○、他の業種は× …など

【事業所得の確認】

扶養親族等の事業所得等は、**毎年2～3月の確定申告で必ず確認**してください。

《ケース1》

認定されていた扶養親族自身の事業所得が、確定申告で限度額超過となった場合
⇒ **認定取消**となります

《ケース2》

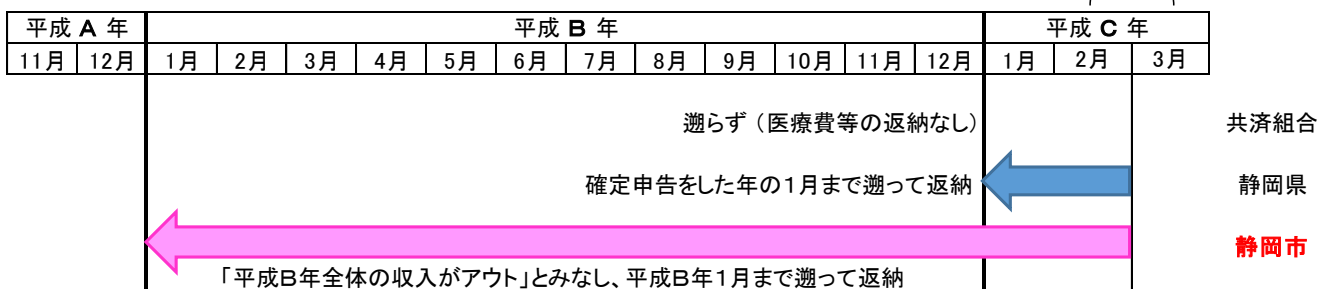
事業所得のある配偶者と共働きで、これまでは職員の給与所得のほうが多く、職員が子等を扶養していたが、確定申告で配偶者の事業所得のほうが多くなった場合
⇒ 静岡市は、**収入が多いほうが扶養すべき**としているため、**“主たる扶養者”を配偶者に変更**することになります（職員への認定は取消）

【認定取消の時期】

確定申告で限度額超過が判明した場合、権限移譲前の静岡県では「確定申告をした年の1月」、公立学校共済組合（保険証）では「確定申告をした時点」で認定取消となりますが、**静岡市では「確定申告の対象の年の1月」に遡って取消**となります。

例：平成B年分所得を平成C年に確定申告し、限度額超過が判明した場合

確定申告
(2月中旬～3月中旬)



今回は事業所得についてでしたが、給与（パート・アルバイト等）や年金といった他の収入も確実に把握し、増減や勤務条件の変更等があった場合には、速やかに申し出てください。